

平成26年9月 井手町

9月定例会会議録

井手町議会

平成26年9月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月19日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	7
谷田利一議員	7
1 通学路の交通安全対策「ゾーン30」の設置について	
2 玉川のり面歩道に防犯灯の設置について	
3 「ふるさと納税」による財源確保について	
岡田久雄議員	11
1 集中豪雨等による土砂災害、浸水対策について	
2 介護予防健康遊具を設置した公園整備の拡充について	
3 ふるさと納税制度の拡充について	
村田忠文議員	18
1 バイパス完成とバス路線の利便性向上について	
2 泉ヶ丘中学校の国際交流について	
3 臨海学習の2小学校実施について	
岩田 剛議員	22
1 農地中間管理事業について	
2 豪雨災害による被害防止対策について	
谷田 操議員	27
1 防災対策の強化について	
2 身寄りのない人の墓地や埋葬について	
3 役場非正規職員の処遇改善について	

4 ごみ処理行政について

報告第 9 号	専決処分の報告について……………	3 7
議案第 3 1 号	井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件……………	3 8
議案第 3 2 号	井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件……………	3 8
議案第 3 3 号	井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件……………	3 9
議案第 3 4 号	平成 2 6 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）……………	3 9
議案第 3 5 号	平成 2 6 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）……………	4 4
議案第 3 6 号	平成 2 6 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）……………	4 5
議案第 4 0 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて……………	4 5
散会……………		4 6
署名議員……………		4 7

第 2 号（9 月 2 6 日）

応招・不応招議員……………		4 9
出席・欠席議員……………		4 9
出席事務局職員……………		4 9
出席説明員……………		4 9
議事日程……………		5 1
開会……………		5 2
会議録署名議員の指名……………		5 2
議案第 3 1 号	井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件……………	5 2
議案第 3 2 号	井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件……………	5 4
議案第 3 3 号	井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件……………	5 7
平成 2 5 年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意		

見書並びに財政健全化審査意見書等について……………	59
議案第37号 平成25年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件……………	62
議案第38号 平成25年度井手町水道事業会計決算認定の件……………	62
議案第39号 平成25年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決 算認定の件……………	62
平成25年度城南土地開発公社決算に関する報告書について……………	63
発議第7号 消費税10%への増税中止を求める意見書……………	64
議員派遣の件……………	65
閉会中の継続調査の申し出について……………	65
閉会……………	66
署名議員……………	67

第 1 号（平成 2 6 年 9 月 1 9 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成26年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成26年9月19日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成26年9月19日午前10時00分 議長 木村武壽

閉会 平成26年9月19日午後 1時50分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	西島	寛道	6番	村田	忠文
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	菱本 嘉昭
議会書記	中坊 玲子	議会書記	森田 肇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱	嶋田 昌弘	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会計管理者・ 会計課長兼務	藤林 学	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也
企画財政課長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
高齢福祉課長	寺井 佳孝	保健医療課長	小川 淳一
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建設課参事	畑中 智博
産業環境課長	野田 昌司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社会教育課長・ 図書館長兼務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成26年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

平成26年9月19日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第9号 専決処分の報告について
- 第6 議案第31号 井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第7 議案第32号 井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第8 議案第33号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第9 議案第34号 平成26年度井手町一般会計補正予算（第2回）
- 第10 議案第35号 平成26年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 第11 議案第36号 平成26年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

平成26年9月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

各議員には公私ご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日、汐見町長より9月定例町議会を招集されました。各議案につきましては慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられるよう期待します。

秋を迎え、朝夕はめっきり涼しく、過ごしやすくなりましたが、議員並びに理事者各位におかれましては、体調管理に十分注意をいただきますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

本日の会議に、丸山議員から少し遅れるとの連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成26年9月井手町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、2番、西島寛道議員、6番、村田忠文議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月30日までの12日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの12日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件3件、平成26年度補正予算3件、決算認定の件3件、和解及び損害賠償の額を定めることについて1件、専決処分の報告案件1件、並びに一般質問は5名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおり

であります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成26年度もはや6カ月になろうとしております。既に普通交付税や臨時財政対策債をあわせた実質交付税の配分額も7月25日に決定をし、町税につきましても年間収入見込み額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における平成26年度の財政見通しにつきましてご報告をさせていただきます。

まず、実質交付税の配分額であります。普通交付税は約13億3,800万円、前年度に比べ約500万円、率にして0.4%の減、臨時財政対策債は約1億7,900万円、前年度に比べ約1,400万円、率にして7.3%の減、計約15億1,800万円、前年度に比べ約1,900万円、率にして1.3%の減となっております。

また、町税の年間収入見込み額であります。個人住民税や固定資産税の落ち込み等によりまして、町税全体で約8億4,000万円程度、前年度の決算額と比べまして約3,700万円、率にして約4.2%程度の減収となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第31号、井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件ほか10件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第31号から議案第33号までの3件は、いずれも子ども・子育て関連3法の施行に伴う条例制定であります。

議案第34号は、平成26年度一般会計の補正でありまして、補正総額は3,546万2,000円の増で、補正後の一般会計予算は38億8,861万5,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、まちづくり協議会が開催する事業の補助に70万円、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に対応するためのシステム改修費用に512万1,000円、それぞれ計上いたしますとともに、社会福祉に役立ててもらいたいとのことでご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして社会福祉基金に30万円計上いたしております。

次に、民生関係では、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修費用に205万2,000円、各種事業の精算等による返還金に709万2,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、衛生関係では、予防接種法施行令の一部改正により、定期の予防接種の対象疾病に水痘と高齢者の肺炎球菌感染症が追加されたことから、予防接種関連費用に503万1,000円計上いたしております。

次に、農林水産業関係では、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地中間管理事業に71万6,000円、鹿や鳥獣被害の防止対策関連費用に60万4,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、商工関係では、井手町商工会が管理する商工会館のバリアフリー改修補助に106万6,000円計上いたしております。

次に、土木関係では、町が管理代行しております府営住宅の改修費用に220万円計上いたしております。

次に、消防関係では、消防団員への退職報償金に692万1,000円計上いたしますとともに、近年これまでに想像もできないような大雨や記録的な豪雨などにより全国各地で大きな被害が発生している中、避難所の見直しをはじめ、避難経路などを記した防災マップ作成に320万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金939万4,000円、寄附金30万円、繰入金1,813万1,000円、諸収入763万7,000円計上いたしております。

議案第35号から議案第36号までの2件は、いずれも平成26年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第37号から議案第39号までの3件は、いずれも平成25年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について、議会の承認を得ようとするものであります。

平成25年度決算につきましては、全ての会計の実質収支額は黒字となっ

ておりますが、国保会計は一般会計からの法定外繰り入れにより黒字となっているものであり、今後も慎重に推移を見極めていく必要があると考えております。

議案第40号は、和解及び損害賠償の額を定める件であります。

報告第9号は、地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

以上が、本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について、報告します。

7月25日、京都府町村議会議員研修会。

監査委員から6月分、7月分、8月分の例月出納検査結果報告の受理また上下水道課より水道水分析結果報告書、教育委員会より全員協議会で配付をいたしております、平成25年度教育に関する事務の点検及び評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は5名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） 私からは、通告どおり3点について質問をさせていただきます。

1点目については、通学路の交通安全対策「ゾーン30」の設置について

でございます。2点目は、玉川のり面歩道に防犯灯の設置についてでございます。3点目は、「ふるさと納税」による財源確保についてでございます。

旨ですけれども、1点目の通学路の交通安全対策「ゾーン30」の設置について。

井手小学校前の道路整備が完成し、歩行者の安全も確保されたことは大変ありがたく思います。今後は玉水駅前道路の整備が進むと、さらに国道24号線の抜け道として、通行車両の増加と車両の速度加速が進み、歩行者の安全が危惧されています。

本町では、府道上狛城陽線では、既に30キロの速度制限が規制され、標識も設置されていますが、特に朝の通学時間帯には多くの車両が速度オーバーで通過が絶えません。平成24年に亀岡市で登校中の児童、保護者ら10人が死傷した事故を受け、全国で「ゾーン30」の導入が進んでいますし、府内近隣市町でも「ゾーン30」の導入に積極的に取り組まれています。

現在の速度制限標識のみでは安全性が確保できないことから、本町においても、住民にわかりやすい、目に見える新たな交通安全対策の1つとして、井手小学校前、玉水駅前、多賀小学校前の路面に「ゾーン30」の設定区域を示す法定外標示の整備を警察と連携してされてはいかがと思いますが、本町の今後の交通対策についてお伺いいたします。

2点目、玉川のり面歩道に防犯灯の設置についてでございます。

中学校北側の玉川のり面に、平成23年に歩道を設置していただき、多くの住民や中学生の通行の安全面に大きな成果を残していると思います。しかしながら、桜の木の下ということから、最近樹木の伐採を行っていただきましたが、夕方、特に今から冬の季節になると、中学生のクラブ活動後の下校時間帯、また夜間施設利用住民にとっては、一面真っ暗な状態になり、特に歩道の途中には町道との交差点もありますが、その交差点にさえも防犯灯がないのが現状であり、防犯的、安全通行上に問題があります。

以前より玉川堤防上は不審者被害が発生している場所であり、通行の安全性からも防犯的にも、歩道の数カ所と町道との交差点に防犯灯の設置を望むところであり、多くの住民からも要望をお聞きしているところであります。そこで、本町の安全性、防犯的な見解をお伺いいたします。

3点目、「ふるさと納税」による財源確保についてです。

本町のみならず、全国の自治体は、財政難にあえぎながらも、住民サービ

ス充実のため、サービスを落とさないようにと行財政改革を進めてきましたが、ほぼ限界にきていると考えます。

全国的にふるさと納税者に特典をつける記念品贈呈事業を開始しているところが多く見られ、納税者もふえているようです。本町産業の発展とともに活性化も図ることで、本町への納税者をふやすための対策としても、ぜひ導入を検討されてはと思います。そこでお伺いたします。

1つ目、制度設置から現在までの、本町への納税者の年度別件数、金額は幾らぐらいになっているのか。2つ目、今後、記念品贈呈事業などの本町の取り組みについて、考えをお伺いたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本理事。

理事（脇本和弘） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、通学路の安全対策「ゾーン30」の設置についてであります、議員ご承知のとおり、ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全確保のため、都道府県の公安委員会が区域を定めて時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、必要に応じて道路管理者と連携して、その他の安全対策と組み合わせ、ゾーン内の速度抑制や抜け道利用の抑制等を図るためのものであります。

ご指摘の3カ所につきましては、既に制限速度は30キロメートルであることから、ゾーン30の指定を受けても制限速度に変わりはなく、速度超過の車両の抑制につながるとは考えにくいと思われれます。しかし、今後も交通事故防止のため、警察と連携しながら交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、玉川のり面歩道への防犯灯の設置についてであります、当該歩道につきましては、車道と分離することにより、泉ヶ丘中学校の生徒の通学をはじめ、各種健診などの受診のために保健センターへ行く方などの安全性や利便性の向上のために設置したものであり、現在、有効に利用していただいているところであります。

中学校に伺いますと、指摘されていることはないと聞いておりますし、生徒については日が暮れるまでに下校をしているとのことであり、また、英検

などを受験するための対策講座により日没後に帰宅する場合には、中学校において送迎による対応をしているとのことであります。なお、保健センターにつきましても、日中に利用されていることから、現在のところ、防犯灯の設置の必要はないものと考えております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木課長。

企画財政課長（花木秀章） 3点目のふるさと納税制度による財源確保についてであります。ふるさと納税制度につきましては、平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう、個人住民税の寄附金税制が抜本的に拡充されました。

井手町においても、住民団体から選出していただいた委員17名で、井手町ふるさと納税検討委員会を設置し、本町のふるさと納税制度について検討していただいたところであります。

寄附金は、井手町ふるさと応援基金に積み立て、使い道につきましては、玉川の水環境保全や源氏ボタル保護などの自然・環境保全に関する事業、遺跡や文化財保護などの歴史・文化継承に関する事業、バリアフリー環境整備や防災整備などの安心・安全まちづくりに関する事業、その他、ふるさとの活性化に関する事業の中から、寄附者ご自身にご指定いただいております。

ご質問の制度設置から現在までの年度別件数と金額につきましては、平成20年度が2件、6万円、平成21年度が1件、3万円、平成22年度が1件、3万円、平成23年度が1件、3万円、平成24年度が1件、3万円、平成25年度が3件、13万5,000円でありまして、計9件、31万5,000円となっております。

次に、今後の記念品贈呈事業などの本町の取り組みにつきましては、より多くの方々に井手町を応援していただけるよう、周知方法などとあわせて記念品贈呈などの取り組みにつきましても検討してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1 番（谷田利一） ただいま明確なご回答をいただきましてありがとうございます。
います。

これは要望ということになるんですけども、1 点目のゾーン 30 については、明確な回答でよくわかるんですけども、他市町村でも路面の表示工夫を数多くされているところがありますので、できれば路面表示に工夫をしていただくような、スピードダウンを促すような工夫をしていただけたらありがたいと思いますので、ご要望をしまして、私の質問を終わります。

議長（木村武壽） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

3 番（岡田久雄） 3 番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の 3 点につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、集中豪雨等による土砂災害、浸水対策について質問いたします。

近年、短時間に記録的な大雨になることが増加し、新聞やテレビでその被害状況を伝えられることがめずらしくなくなってまいりました。本年の 8 月 20 日にも広島を襲った局地的豪雨により土砂崩れが相次ぎ、多くの人が犠牲になりました。避難勧告の遅れが被害を拡大させた可能性が大きいと言われていています。

本町においても、2012 年 8 月 14 日に、梅ノ木原で短時間大雨 97 ミリが観測され、井手町の幾つかの区において浸水や冠水の被害がありました。また、2013 年 9 月 16 日には、台風 18 号による豪雨で、井手町を取り巻く河川、山岳地で崖崩れや道路の陥没、青谷川が決壊寸前になるなど、避難される方や幾つかの区において、農地、住宅、マンションの駐車場が浸水するなどの大きな被害がありました。

今や、集中豪雨やゲリラ豪雨などは異常気象ではなく、当たり前となっています。改めて、日ごろからの自助・共助・公助による防災・減災の取り組みの重要性を痛感しております。そこで、次のことについて質問いたします。

1、井手町の土砂災害危険箇所の現在の安全対策の取り組み及び土砂災害危険箇所の住民への周知はどのようにされているのか、豪雨時に避難勧告はどのような状況で出されるのか、また、住民への伝達はどのようにされるのかお伺いいたします。

2点目に、2013年の台風18号被害による本町の河川の改修やしゅんせつ、山岳地の崖崩れ、道路陥没等の現在の復旧、整備状況はどのようなになっているのかお伺いします。

3点目に、玉水区の浸水被害については、国交省により移動式ポンプによる水害防止対策がとられるとのことですが、石垣区においても大雨になると区内のいたるところで浸水が起こります。特に、旧石垣公民館の周辺が水路から水が大量にあふれ出し、家や畑、駐車場に浸水、道路が川のようになり、府道上狛城陽線に流れています。区民からは解決を願う強い要望もあり、抜本的な対策が必要と思いますが、本町の考えをお伺いいたします。

次に、介護予防健康遊具を設置した公園整備の拡充について質問します。

本年3月に開園されました玉川さくら公園、多様化する住民ニーズに応え、高齢化社会における高齢者福祉への対応として介護予防健康遊具を設置されたことにより、今までにない親しみのある公園づくり、喜ばれる公園づくりができたのではないかと思います。汐見町長のもとへも、高齢者をはじめ、多くの住民の皆様の喜びの声が届いておるのではないのでしょうか。

公園に介護予防健康遊具を設置することで、地域の多くの人が利用する公園を高齢者が気軽に利用できること、また、地域の子供たちとの世代間の交流も行えることで、明るく元気な健康づくりができ、介護予防が少しでも前進され、健康増進への効果が期待されるものであると思います。そこで、次のことについて質問します。

1、玉川さくら公園以外の町内公園への健康遊具の設置への考えについて。

2、現在の公園の利用状況を踏まえ、今後の防災対策及び高齢者の介護予防対策を含めた公園の活性化や、新たな利用促進の取り組みが必要と考えますが、本町の考えをお伺いいたします。

次に、ふるさと納税制度の拡充について質問します。

生まれた故郷など、自らの居住地以外の自治体などに寄附した場合に、個人住民税などが軽減されるふるさと納税制度を導入している自治体が全国的にふえてきており、中には自主財源の確保という観点から、ふるさと納税を積極的に推進し、多額の実績を上げている自治体もあります。

その取り組みとして、喜んでふるさと納税していただけるように、魅力あるさまざまな項目を明示する、また、ふるさと納税をされた方にふるさと納税記念品として地元の特産品を贈呈するなど、ホットなアイデアで、年間1

億円を超える寄附を集めている自治体もあります。

本町におきましても、2008年9月の定例議会で提案され、現在も実施されています。そこで、次のことについて質問します。

1、ふるさと納税の啓発等は、今までにどのような取り組みをされてきたのか、実施から6年を迎えています、実績はどうなっていますか、総括をお聞きいたします。

2、国は来年度から制度を拡充し、税金が軽減される寄附上限を2倍に引き上げ、税控除の手続きも簡素化することを示しております。その仕組みと概要をお聞きします。

3点目に、各自治体の「お得度」を比べる民間のインターネットサイトがあるくらい、今やふるさと納税はブームになっています。他の自治体に負けないよう知名度をアップする、また、多くの方に自然・文化等の地域資源豊かな本町を応援していただけるよう、どんどん全国的にアピールしていくことが必要であると思います。今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、集中豪雨等による土砂災害、浸水対策についてであります、まず一つ目の土砂災害危険箇所の安全対策の取り組み等につきましては、既に京都府において、土砂災害を防止するための急傾斜地崩壊対策事業のほか、治山堰堤、砂防堰堤、そして流路工を設置するなど、防災・減災事業に積極的に取り組んでいただいております。

また、土砂災害危険箇所の住民への周知につきましては、土砂災害警戒区域の指定の際、京都府と本町とで、広範囲にわたる場合には当該地域の公民館において、数軒の場合は戸別訪問にて、指定された旨及び緊急時には避難していただく旨を説明しており、さらに、洪水ハザードマップにおいても土砂災害警戒区域の箇所を示してきたところであります。

また、現在、町のホームページにおいて、土砂災害警戒区域等指定箇所情報として京都府のホームページとリンクしておりまして、当該箇所を確認していただけるようにしております。

次に、豪雨時に避難勧告はどのような状況で出すのかにつきましては、地域防災計画において、河川の氾濫等につきましては、氾濫危険水位に達すると予測される時であり、土砂災害につきましては、京都府土砂災害システムの危険度レベル2に到達したときであります。

その伝達方法につきましては、自主防災組織及び消防団、町職員による各戸訪問をはじめ、エリアメールなどの緊急速報メールや町のホームページに掲載するとともに、京都府の防災システムを活用して、NHK京都放送局やKBS京都にて、各家庭のテレビで避難勧告の情報を発信するとともに、広報車による広報活動も行うこととしております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 1点目の集中豪雨等による土砂災害、浸水対策についてであります。二つ目の、去年の台風18号により被災した箇所の復旧状況につきましては、公共土木施設災害は、河川2カ所、道路19カ所の合計21カ所でありまして、そのうち河川2カ所、道路14カ所は完了しております。また、現在、道路の2カ所が工事中でありまして、残り道路5カ所につきましても、順次工事を実施しまして、年度内完了を予定しております。

続きまして、農林災害は、林道3カ所、農業施設等4カ所の合計7カ所でありまして、そのうち林道の3カ所は9月末完了予定であります。また、農業施設等の4カ所につきましては、農政局協議を8月に終え、発注準備中ではありますが、渇水期での施工となることから、平成27年2月の完了を予定しております。

次に、三つ目の石垣区の浸水対策につきましては、まず玉水区の浸水被害と言われているのは、木津川の増水による市街地への水の浸入を防止するため、樋門の閉鎖により川久保川の水があふれ、浸水することを言っており、樋門を閉鎖することに対する対策を図るものであります。

一方、去年の台風18号による旧石垣公民館付近の浸水については、複数の原因が重なり浸水したものと考えておりますが、その原因の一つは、水路断面が小さい、直角に曲がっているところや急勾配から緩勾配に変化するところで水がはねるなど、水路の構造が原因と考えております。

全体的な改良の取り組みが必要となりますので、水路の下流側から整備ができるよう、まずは計画検討を行いたいと考えております。

2点目の、介護予防健康器具を設置した公園整備の拡充についてであります。一つ目の玉川さくら公園以外の町内公園への健康器具の設置につきましては、まず、玉川さくら公園の遊具や健康器具は、子育てサークルや老人クラブの皆様からのご意見やご要望を伺い設置したものでありまして、公園利用者から大変喜ばれております。

しかし、特に、健康器具は高齢者も利用されることから、故障による事故が生じないように、今まで以上の管理を行っておりますので、現在のところ、他の公園での設置は考えておりません。

二つ目の、公園の活性化や新たな利用促進の取り組みにつきましては、各区において児童公園の活用や維持管理を行っていただいている現状から、今のところ町が主体的な取り組みを行う予定はありません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 3点目のふるさと納税制度の拡充についてであります。ふるさと納税の啓発等の取り組みにつきましては、主に井手町ホームページで井手町ふるさと応援基金の協力募集を行っているところでありまして、実績につきましては、先ほど谷田利一議員に答弁したとおりであります。

次に、今後のふるさと納税制度の仕組みと概要につきましては、国は今後ふるさと納税の利用者がさらにふえるよう、来年度から控除額の上限を引き上げるとともに、必要な手続きを簡素化することなどを検討するとの報道が新聞等でなされておりますが、制度の詳細につきましては、今後の税制改正論議で具体的に検討されるとのことでもあります。

次に、今後の取り組みにつきましては、より多くの方々に井手町を応援していただけるよう、周知方法などとあわせて記念品贈呈などの取り組みにつきましても検討してまいりたいと考えております。

議長(木村武壽) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岡田久雄議員。

3番(岡田久雄) 2点ほど、ちょっと再質問させていただきます。

まず最初に、集中豪雨等による土砂災害、浸水対策についてであります。

ども、現在、2種類のハザードマップを各家庭に配布していただいていると思います。配布から数年がたっており、家庭によっては紛失されている家庭もあると思います。一部聞いているところもあります。役場に言えば再配布していただけるのか、また、転入者への配布はどのようになっているのか、お伺いいたします。

それと、9月17日の洛南タイムスにも、また本定例会にも補正予算で提出されているんですけども、本町においてはふえる豪雨災害、避難所の見直しなどのために、新たに防災・減災のマップを作成するということですが、現在配布されているマップとどのように違うのか、またどのように改定されるのか、お聞きします。

そして、また、普段、平常のときの土砂災害危険箇所の点検とか、または集中豪雨等のあった後の土砂災害危険箇所の点検はどのようにされているのか、あわせてお聞きいたします。事前に通告してない関連質問ですので、現在わかる、答えられる範囲で結構ですので、答弁していただければと思います。

それと、もう1点、ふるさと納税制度の拡充についてですけども、これは要望としてお聞きしていただければいいと思います。隣の京田辺市では、ふるさと納税された方に、お礼に地元の特産品を進呈されています。その種類は12品目あるそうで、その中の地元産季節の野菜などの詰め合わせが「ダイヤモンドZ A i」という雑誌の10月号で、ふるさと納税特産品コーナーの京都産季節野菜、済みません、その質と量があるんですけども、質の部分で1位であったということを紹介されているということをお聞きしました。

本町においても、他の自治体に引けをとらないようないろいろなアイデアを工夫していただき、寄附による応援だけにとどまらず、実際に井手町に足を運んでいただき、納税された方がいずれは井手町に住んでみたいと感じていただけるような魅力をぜひ発信していただきますよう、要望させていただきます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

まず、今現在出しておりますハザードマップ、役場の総務課に来たらいた

だけののかということにつきましては、私ども、今ストックはありますので、お越しいただきましたらお渡しできるという状況でございます。

それと、引っ越し、転入された方につきましては、もちろんそういうふうな情報をいただきたいということで来られる方はおられるんですけども、私ども全員が全員、お渡しするということは実際できておりません。必要な方については、もちろん来られますので、その方にはお渡しはさせていただいてるという状況でございます。

それと、この本議会にも予算において提案はさせていただいておりますけれども、今回のマップ作成につきましては、どのように今のと違うのかということでもありますので、おっしゃっていただきましたように、2種類、実は木津川破堤の場合と町内4河川の破堤の場合ということが想定したものがお配りさせていただいてます。そのときに、避難所がまずそこでいいのか、木津川するときにはつかってるけど、玉川るときにはつからないとかいうふうなことが、ちょっとそれはわかりにくいんじゃないかというふうなこともありますので、そのようなものを一緒にしたようなものを、浸水想定を一緒にしながら、かつ、避難所、避難場所がまずそこでいいのかというふうなことも検討してまいりたいと思います。それで、避難場所、避難所にまた行く経路についても、その辺も地域の方々らと相談しながらつくっていきたいというふうなマップを想定しております。

あと、土砂災害と大雨の後、危険箇所の点検等々ということにつきましては、現在、私ども総務課としては、その箇所については一つ一つは実は回っておりませんが、土砂災害が起こるかどうか、危険性があるかどうかについては、そこの辺には注視して、あえて急傾斜地に回ったりというふうなことはさせていただいてるという状況でございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) ただいまの岡田議員の土砂災害危険箇所の点検等ではありますが、平常時につきましては道路パトロール等のときに目視により点検しております。また、豪雨時の後につきましては、それは災害調査、現地へ足を運びますので、その災害調査にあわせて危険箇所の異常がないかについても点検をしているところでございます。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

次に、村田忠文議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 6番、村田です。事前通告しております3点について質問いたします。

まず1点目に、バイパス完成とバス路線の利便性向上についてであります。

地域の活性化や雇用創出の場として期待が集まる白坂工業団地の開発と並行し、現在、国道307号バイパスの工事が進行しています。工業団地では、来年夏ごろをめどに第1期分譲が開始される見込みであると伺っております。また、バイパスは、今年度中に工事完成が見込まれるところです。

こうした町にとってインパクトある大きな事業が具体化するタイミングは、新たな工業団地で働く人や住民の足となるバス路線の見直しを図る絶好の機会であると言えるのではないのでしょうか。新たなバイパスの完成に伴い、京阪バスが運行するバス路線の変更手続きなども予想されます。その際、バスのJR山城多賀駅への乗り入れを求めることも必要ではないかと考えます。

宇治田原町内から近鉄新田辺駅まで運行するバスは、現在、朝の通勤通学時間帯を中心に最大1時間に4本、日中も1本から2本が運行されています。そのバスがJR山城多賀駅に乗り入れることにより、JR奈良線を利用して工業団地への通勤の利便性も向上するほか、地域住民が東西に移動するためのパイプとしての役割が果たせるものと考えます。

事業者や関係機関への申し入れなど、山城多賀駅乗り入れの実現に向けた町の考えをお尋ねいたします。

2点目に、泉ヶ丘中学校の国際交流についてであります。泉ヶ丘中学校とオーストラリアの姉妹校との交流事業についてです。

昨年、本町の中学生が初めてオーストラリアの姉妹校、オールセイントカレッジ・セントジョセフキャンパスを訪問しました。内容豊かな交流を中心に、生徒の国際感覚を養う学びの機会として、実りの多い訪問となったと伺っております。その様子は、今年の町文化祭で詳しく展示、紹介され、多くの住民が知るところです。

ことは、本町が昨日18日からオーストラリアの生徒一行を迎えており

ます。全校生徒がペンフレンドを持って手紙のやりとりをしたり、学校として作品の交流などを行っている泉ヶ丘中学校として、意義深い取り組みとなることを期待しております。我々住民にとりましても、この交流が実り多いものとなり、オーストラリアの生徒がすばらしい体験や思い出を持ち帰り、より一層盛んな交流事業として続いていってほしいと願っております。

そこで、今回訪問した生徒の受け入れ先をどのように選定されたか伺います。また、受け入れた先の家庭をはじめ、地域住民を交えた交流の場や催しなどが企画されているのかをお尋ねいたします。

3点目に、臨海学習の2小学校実施についてであります。小学校の臨海学習についてお伺いいたします。

現在、井手小学校の5年生が京丹後市で実施しております。臨海学習で行われる大遠泳に向け、日ごろの授業では教職員の皆様の熱心な指導が行われております、児童は練習の成果を発揮し、大遠泳の本番では児童が一生懸命取り組んでおります。今回、私もIDEゆうゆうスポーツクラブの一員として現地で応援しながら、子供たちの様子を見させていただきました。児童たちがやり切ったという達成感を味わい自信につながる表情や、仲間を応援する姿を目の当たりにしまして、子供たちが大きく成長する貴重な機会となっていることを改めて実感したところであります。

こうした臨海学習、大遠泳を取り入れているのは、府内でも本町の井手小学校だけと聞いております。子供たちにとっても非常に大きな体験となっています。一方で、かつて取り組んでいた多賀小学校では、他校と同様、現在臨海学習を実施していません。既に修学旅行は両校で同じ内容を実施しており、このような貴重な体験のできる臨海学習についても両校で実施してはどうかと考えます。

児童数の問題や教職員の配置など、実施に向けた課題があるとは思いますが、子供たちに貴重な体験、学習の機会を与えるためにも検討してはどうかと思いますが、教育委員会のお考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松田教育長。

教育長（松田 定） 私の方からは、2点目、3点目のご質問についてお答

えいたします。

まず、1点目の泉ヶ丘中学校の国際交流についてであります。平成24年8月の姉妹校盟約締結以来、全校生徒による交流とともに、昨年8月にはオーストラリアに生徒9名を派遣し、国際交流・海外派遣事業を推進しているところであります。

いよいよ今年度は姉妹校生徒の受け入れの年となっており、昨日、生徒10名、教員3名が本町に到着いたしました。9月26日までの期間中、ホームステイしながら、泉ヶ丘中学校の教育活動や校外学習などの体験活動に参加することとなっております。

ご質問いただきました受け入れ先であるホストファミリーの選定についてであります。昨年度、中学校1・2年生及び両小学校6年生の保護者対象に募集を行い、ご理解いただいた10軒のご家庭にお願いすることとなりました。なお、姉妹校生徒はホストファミリーの生徒と同じクラスに所属し、授業にも一緒に出席いたしますが、ホストファミリーの生徒が各クラスに一、二名おり、全校生徒がより交流しやすい状況となっております。

受け入れ先のご家庭では、平日は夕食後の団らん時にそれぞれの家族や生活の様子などを話し、交流を深めることになろうかと思えます。また休日は、あす開催予定の小学校運動会の参観や町内の散策、習い事への同行を予定されたり、京都市内などの観光名所に足を延ばすなどの計画を立てておられる家庭もあるようでございます。

次に、地域住民を交えた交流についてであります。昨日行われた歓迎セレモニーで、井手町いづみ太鼓左馬の皆さんに演奏していただきました。また、井手町まちづくりセンター椿坂において、陶芸工房山吹の皆さんの指導による陶芸体験や地域住民を講師に迎えての茶道教室、期間後半には両小学校に出向き、小学生との交流を計画しているところでございます。

いずれにいたしましても、10日足らずの期間ではあります。姉妹校生徒にすばらしい体験や思い出を持ち帰ってもらうとともに、泉ヶ丘中学校の生徒の語学力の向上や豊かな国際感覚の育成に向け、この国際交流事業・海外派遣事業がより一層進展する機会となることを期待しております。

3点目の臨海学習の2小学校実施についてであります。井手小学校で実施しております臨海学習は、議員ご指摘のとおり、子供たちが大遠泳という目標に向かって努力し、充実感・達成感を得る中、一人一人の児童に大きな

成長の見られる貴重な事業となっております。

実施に当たっては、何よりも安全確保を大切にして、綿密な打ち合わせや万全の準備に時間をかけておりますが、引率した教員からは、目標達成に向けた子供の目の輝きに、やってよかったという思いとともに、保護者や地域の方々の思いが受け継がれてきた伝統を感じる行事だとの声を聞いております。

一方で、府内の他の小学校におきましては、昭和50年ごろから徐々に臨海学習から林間学習へ切りかえられてきたというのがこれまでの状況でございます。

もとより、学校行事の実施につきましては、各学校において、行事の狙いに則して子供の状況、保護者の意向等を踏まえ判断するものであります。文部科学省は、教育には一定規模の集団が必要との見解を示しておりますし、一般論といたしましても、特に社会性や協働性を養う集団での体験活動においては、一定規模の集団による実施がより効果的であると、このように思われます。

現在、両小学校では、修学旅行、陸上運動交歓記録会、水泳交歓記録会を合同で実施しておりますが、教育委員会といたしましては、このような学校間連携による行事の合同実施については、大変意義のある方向であると考えております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 1点目のバイパス完成とバス路線の利便性向上についてであります。議員ご指摘のとおり、国道307号バイパスにつきましては、今年度中に完成予定と伺っておりますし、白坂工業団地につきましても、来年夏ごろに第1期分譲が開始される見込みであります。

白坂工業団地への最寄り駅はJR山城多賀駅となることや、駅前にはバス対応のロータリーが整備済みであること、また、国道307号に連絡する府道上狛城陽線多賀バイパスとも直結していることから、バスの乗り入れによる白坂工業団地への通勤の利便性効果はあるのではと考えております。

今後、白坂開発の進捗に伴い、バス運行事業者がバス路線の変更も検討されると伺っております。本町といたしましても、京都府と連携しながら事業者への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） まず、1点目のバス路線の件であります。先日の府議会でも、京田辺市綴喜郡の選出の尾形 賢府議からも質問をされておりました。国道307号の青谷バイパス開通にあわせて、開発が進む白坂地域の工業団地への最寄り駅として、奈良線へのJR山城多賀駅への路線バスの乗り入れを運行会社に要望すべきだという考えを示されたところでありまして、府の交通部長も、バイパス開通、工業団地の分譲といった、地域活性化につながる大きな事業の完成があるということで、重要な需要が増大する可能性もあり、バス路線の見直しを検討する好機と考えるというふうな答弁もいただいておりますので、これにつきましては、事業者等に対して、井手町といったしましても要望していただきたいと思います。

次に、2点目の泉ヶ丘中学校の国際交流・海外派遣事業については、意義のある取り組みだと改めまして認識をいたしました。これがより一層進展いたしますよう、今後のご努力を期待いたしております。

3点目の臨海学習の件は、今、教育長の方から、学校間連携による行事の合同実施について意義ある方向であるとの見解が示されました。両校の主体的な判断により臨海学習の合同実施がなりますよう、教育委員会といたしましてご支援をいただきますよう要望して、終わらせていただきます。

議長（木村武壽） この際、暫時休憩します。11時10分でお願いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 4番、岩田です。既に通告しております2点につきまして質問をさせていただきます。

1点目は、農地中間管理事業についてであります。

全国的に農家の高齢化や後継者の不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない集落、地域が増加しております。井手町も例外で

はございません。

昨年、農地中間管理事業の推進に関する法律が成立をいたしました。全国的に農地中間管理事業を活用し、農業の活性化を目指している市町村が増加しております。既に京都府下では、現在、精華町と和束町など、9町村が導入済みであります。

この事業は、信頼できる農地の中間的受け皿として、農地を貸したい人と農地を借りたい人の間に、都道府県の第三セクターであります農地中間管理機構が入り、地域内の農地利用の再編を進めようとするものであります。貸したい人は、公的機関だから安心して貸せる上に、機構に貸し付けた人には協力金が交付をされるという仕組みになっております。農地を借りたい人については、まとまった使いやすい農地が借りられるというメリットがあります。

国が進めるこの事業を導入することにより、荒廃農地を大幅に減少させ、里山の復活が可能となるわけであります。この事業には、地域に対する支援として地域集積協力金があり、個々の出し手に対する支援といたしましては経営転換協力金、耕作者集積協力金があります。他にも金融支援がありまして、町にとっても非常にメリットのある制度であると言えます。

本町も、この制度をできるだけ早期に導入し、自然豊かな里山の保全管理に役立ててはどうかというふうに思います。本町が目指す入込客年間50万人を早期に実現するためにも、観光入込客の一層の増加にも寄与するのではないかとと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

2点目ではありますが、2点目は豪雨災害による被害防止対策についてであります。

8月の集中豪雨によりまして、広島では大規模な土砂災害が発生し、福知山市では大水害が発生するなど、被害は全国に及んでおります。幸いにも、本町では今回の豪雨災害は免れましたが、時間雨量が50ミリを超えるような豪雨に長時間見舞われた場合、本町でもどんな被害が発生するか予測がつきません。

多賀地区のJR多賀駅西側は、南谷川と青谷川、乗越川、前川と、さらに木津川に挟まれた区域でありまして、河川が氾濫したり決壊した場合、水田はもとより、北部地域の住宅を含む広範な地域が水没する状態であり、内水排除が大変重要となります。現在、この地域の水は、通常時は先ほど改装さ

れました下の浜樋門により木津川に排出されておりますが、木津川の水位が上がった場合、内水の強制排除が必要となるわけですが、現在、その設備がない状況であります。

本町では、上記のような事故が万が一発生した場合の対応をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。少なくとも、土地の買収等難しい課題はあると思いますが、内水排除用のポンプ設置をぜひとも早期に実現していただきたいと考えておるところでございます。

また、斜面崩壊の危険場所の点検にも十分な配慮が必要と考えますが、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、2点目の豪雨災害による被害防止対策についてお答えいたします。

下の浜樋門の改築は、当初計画では樋門及びそれに付随するピットなどの周辺整備が行われる予定でありましたが、用地買収の協力が得られなかったことから、ピットなどの周辺整備は実施できず、当初計画どおりの完成には至っておりません。

この事業は国土交通省によって実施されるものでありますので、当初から国交省に移動式ポンプの設置を要望しておりましたが、配水管を国道24号に横断させることは不可能に近く、大変難しいとのことでありますので、事業が進捗する中で、引き続き関係機関や関係者に対し粘り強く要望していると考えていたということでもあります。

しかし、今申し上げましたように、用地買収の協力が得られなかったことなどによりまして、移動式ポンプの設置が不可能となったことから、要望することすらできなかつたというものであります。このタイミングを逸したことで、内水排除のためのポンプを設置することができなかつたことは、まことに残念であります。

また、前川など下の浜樋門に流入する河川の勾配が緩いため、この事業にあわせて、町事業にて樋門付近の河川の河床を1メートル程度下げて、排水能力を大幅に改善する改修の予定をしておりましたが、これもピットなどの

周辺整備ができなかったことから、取り組むことができなかったということ
であります。

次に、斜面等危険箇所の点検につきましては、毎年6月に京都府や田辺警察署・消防団及び本町で防災パトロールを実施しているほか、大雨等気象警報発令時には消防団とともにパトロールを行い、重点的な危険箇所の点検などを実施しております。

また、広島市の土砂災害を受けて、京都府には、既に本町内で区域の指定を受けております土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域以外にも、指定の必要な区域があるのか調査をしていただくよう要望いたしております。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 野田産業環境課長。

産業環境課長(野田昌司) 岩田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の農地中間管理事業についてであります。この事業は、農地を貸したい人と借りたい人を結びつけて、農家の高齢化、後継者不足、遊休農地などを防ぎ、農地の集積を行うことを目的に、行政が農地を貸したい人と借りたい人をマッチングさせ、中核的な担い手への農用地等の集積・集約化を図るものであります。

都道府県に農地中間管理機構を設けるとなっており、京都府では、平成26年6月に京都府と公益法人京都府農業総合支援センターにおいて業務委託契約を締結され、京都府農地中間管理機構として事業を進められております。

本町におきまして、コーディネーターの雇い入れ関係経費を9月補正予算に提案させていただいておりますが、事業の中身といたしましては、借り手及び貸し手との条件等の調整を行い、双方マッチングさせるなどの事務処理を行うこととしております。

以上です。

議長(木村武壽) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岩田 剛議員。

4番(岩田 剛) 農地中間管理機構でございますが、もう既に、大体人選は済んでおるんでしょうか。各地域に顔のきく人というか、地名を言うだけで大体、あこは誰が持ってはって、どういう人かということがわかる人を職

員として採用するんですかね。また、人件費も国から補助を受けられるというふうに聞いておりますので、有能な人をぜひともひとつ採用していただきたいというふうに思いますし、この荒廃農地を少しでも減らしていかなければ、だんだんだんだん荒廃が進んでいくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、問題は、少し全国的に広域な農地の集積を考えておるようですので、井手町の場合はかなり小さいですからね、区画が。まとめるのが非常に難しかりょうと思うんです。その辺の問題点については、どのように府の方としては考えておるのか、その辺の考えもちょっとお伺ひしたいなというふうに思います。井手町にあうのかどうかですね。飛び飛びで農地を提供していただいても、なかなか集積は進まないというふうに思いますので、この事業はなかなか、制度があつて、なかなか実態は動かないというふうなことになるかねないと思いますので、その辺についてはどのように府は考えておるのか、今現状わかる範囲で結構ですので、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、豪雨災害の件でございますが、以前に下の浜樋門を改修されるときに、内水排除用のポンプの設置について計画があつたというふうに前から聞いておりますが、この問題は、私有地の買い上げという問題が絡んできますので、非常に難しいといひますか、所有者の意向が非常に大きく反映しますので、ぜひとも町長、副町長に前面にひとつ出ていただいて、何とか買収といひますか、進みますように、前向きにひとつ対応をお願いしたいというふうに思います。

昨年も大雨のときに木津川の堤防のところはかなり水没しまして、割合と早く水が排出できたのでよかつたんですけども、同じことがまた起こることは十分予測されますので、できるだけ早い時期にひとつ実現できるようにご努力をお願いしたいというふうに要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 中谷副町長。

副町長 (中谷浩三) 農地中間機構のご質問であります。本町にとっては9月議会の予算を議決いただいた後に、賃金職員としてコーディネーターを雇い入れてということで始まるわけですが、町の実態でいえば、岩田議員ご指摘のとおり、大変難しいというふうに思われますが、少しでも制度

が活用できるように努めていきたいということで考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんね。

次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田です。

質問に入ります前に、この間の全国の豪雨災害でお亡くなりになられた皆様のご冥福を心からお祈りするとともに、広島や福知山はじめ、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、1点目に防災対策の強化について質問をさせていただきます。

8月9日から10日にかけて、台風11号に伴う大雨で木津川の水位が上昇し、本町でも災害警戒本部が設置をされて、避難所を開設するとともに、避難準備情報を発令されました。また、土砂災害警戒情報も発令されましたが、このような降雨や河川の水位の情報、避難準備や避難所についての情報、土砂災害に対する情報を今回どのように住民に周知をされましたか。新しく配備をした2台目の防災広報車はどのように活用されましたか。

住民はインターネットやメールで情報を得ることができる人ばかりではありません。テレビも停電すると役に立ちません。今回の台風やその後の広島での大雨による土砂災害では、雷や大雨の音で広報や防災無線放送どころか、土砂崩れや自宅が崩壊した音も聞こえなかったという証言があるほどです。やはり、自宅に直接タイムリーに情報が届く防災無線の戸別受信システムを考えるべきではないか、伺います。

地域防災計画の改定版がようやくホームページには掲載をされましたが、住民向けに概略版の配布が必要であると考えます。また、災害への備えを簡単にまとめた防災ハンドブックを新たにつくる考えはないか、伺います。

広島での土砂災害を教訓に、町内の土砂災害警戒区域・特別警戒区域についても住民に改めて周知をし、備えをしてもらう対策はどのように行うのか、伺います。

2点目に、身寄りのない人の墓地や埋葬についてであります。

昨今ひとり暮らしの高齢者がふえまして、孤独死や身寄りのない人の死亡はふえると思われれます。法律上は身元がわかる遺体は墓地埋葬法、身元がわからない遺体は行旅死亡人取扱法に基づき、死亡場所の区市町村が火葬する

ことと定められておりますが、遺骨の保管年数には法的な定めがありません。

本町では、最近住人を見かけないとか、周りの状況で孤独死が疑われるなどの通報があった場合、どのように対応していますか。全く身寄りがなかったり、引き取り手のない場合は、遺体をどのように扱っているのですか。

行旅死亡人については、井手町行旅病人、行旅死亡人及びこれらの同伴者の救護又は取扱いに関する規則がありますので、それにおいて取扱いが定められていますが、引き取り手がない場合の遺骨の扱いについては定めがありません。遺骨をすぐに無縁者として埋葬するのではなく、一旦納骨する場所をつくる、あるいは、また埋葬する場合も埋葬者の台帳を整備するなど、条例や規則で定めることを急ぐべきではないか、伺います。

3点目に、役場の非正規職員の処遇改善についてです。

8月7日に、2014年度の人事院勧告・報告が発表されました。正規職員の給与改定は俸給表・一時金ともに7年ぶりのプラス勧告となりましたが、わずかな改善と引きかえに、生涯にわたる賃下げとなる給与制度の総合的見直しを勧告しており、本来の人事院の役割を投げ捨てるもので容認できません。公務職場でも急増している非正規労働者の抜本的な処遇改善にも、具体的には触れていません。

ただ、非正規職員の休暇制度について、非常勤職員には夏季休暇が措置されていないこと等を踏まえ、採用後一定期間継続勤務した後の夏季における弾力的な年次休暇の付与について所要の措置を講じるというふうにされておりまして、労働基準法に定められた任用後6カ月という期間を経過しないでも、前倒しで年休取得を認めるような内容となっています。

また、本年7月4日には、総務省自治行政局公務員部長通知が出されまして、地方公共団体の臨時・非常勤職員の任用について、21年通知の趣旨が徹底されていないとして、年休付与や厚生年金・健康保険の資格継続について、1日から数日というような短期間の雇用・任用の中断は使用関係が存続しているものとみなすよう留意を求めています。

京都府では、既に府の臨時職員取扱要綱で、1カ月以上の任用期間が予定されている場合は、任用の月から前倒しで年休が付与され、2年目以降は年休増もごさいます。本町でも臨時職員の処遇を改善し、夏季休暇制度を整備するとともに、短期間の中断があっても雇用・任用が存続しているものとみなして、年休付与の仕組みを改善するべきであると考えますが、どう対応を

されますか。

また、ことし、最低賃金の引き上げに伴う非正規職員の賃金見直しの予定はどのようになっていますか。

4点目に、ごみ処理行政についてであります。

容器包装リサイクル法が施行されたのは1997年ですが、長年、本町ではプラスチック容器包装の分別リサイクルは行われてきませんでした。ようやく来年1月から分別リサイクルに取り組むこととなりましたが、対応が今になった経過と理由、今回の狙いを伺います。

また、全ての区に役場職員が出かけて住民説明会を行いました。住民の参加状況や関心、出た質問や意見、それらに対する対応を伺います。

城南衛生管理組合の相次ぐ不祥事は、ごみの減量・リサイクルや環境負荷軽減への住民の日々の努力に逆行するものであり、耐えがたいものを感じます。6月23日からは、大阪湾広域臨海環境整備センターへの焼却灰等の搬入が停止されている中で、今回、8月28日に同センターの検査で、搬入停止の原因となったものではない、ことし6月の搬入物から基準を超えるダイオキシン類が検出されたと発表されており、ますます同センターとの信頼関係を損なうものとなっています。このままでは本町のごみ処理行政にも多大な影響が出るものと考えています。

今回のプラ包装の分別開始で、汚れているものやリサイクルに回せないものは燃やすということになっています。最近の城南衛管の焼却炉ではダイオキシンは発生しないという前提での取り組みであるのに、このような報道状況を見ますと、その前提が保証されるのかと言わざるを得ません。町長は城南衛管の副管理者でもあるわけですが、一連の不祥事にどのような見解をお持ちなのでしょう。本町としては今後どう対応していくのか、お伺いをいたします。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の防災対策の強化についてであります。まず、8月9日から10日にかけて前線の停滞による大雨で、木津川の水位が上昇し、避難準備情報

を発令する水位である氾濫注意水位に達するおそれがあったことから、避難準備情報を発令いたしました。住民への周知の方法につきましては、緊急速報メールによる配信やホームページでの公表、自主防災組織への連絡、広報車3台による広報などであります。

次に、戸別受信システムや地域防災計画の概要版につきましては考えておりませんが、6月定例議会の岩田議員のご質問でお答えしたとおり、避難場所や避難所の確保、また、そこに移動するための経路や避難情報の入手方法などを記した防災マップ作成の費用を予算計上し、今次定例会に提出しているところであります。

なお、土砂災害警戒区域や特別警戒区域の周知につきましては、先ほど岡田議員に答弁したとおりであります。

3点目の役場非正規職員の処遇改善についてであります。まず、臨時職員の夏季休暇につきましては、夏季休暇対象期間に付与しております。また、年次有給休暇についても、労働基準法の規定に基づき付与しております。また、最低賃金の見直しにつきましては、これまでから改定前に引き上げてまいりましたが、今回も10月1日から引き上げることとしております。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 嶋田住民福祉課長。

理事（嶋田昌弘） 2点目の身寄りのない人の墓地や埋葬についてであります。本町では、最近住民を見かけないとか、周りの状況で孤独死が疑われるなどの通報があった場合の対応につきましては、その通報先である自宅に出向き、本人確認をしております。しかし、所在が確認できないときは、自宅の郵便ポスト内の状況や自宅の施錠状況、周辺住民の方への聞き取りなどを行い、情報の把握に努めております。また、状況によっては警察や消防署とともに確認をしているところであります。

次に、死亡された方が、身寄りがなく、引き取り手のいない場合につきましては、まず警察による死亡者の検視後、警察側で親族調査が行われますが、親族が判明しないときや引き取りを拒否された場合につきましては、行政に引き渡されることとなります。行政においては、墓地埋葬等に関する法律に基づき、死亡者の火葬を行い、その後、井手地区共同墓地内の無縁地へ埋葬しているところであります。

次に、身寄りがなく、引き取り手がいない場合の遺骨の取り扱いに係る条

例・規則の整備につきましては、考えておりません。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 野田産業環境課長。

産業環境課長 (野田昌司) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

4点目のごみ処理行政についてであります。まず、プラスチック製容器包装への対応が今になった理由と今回の狙いのご質問につきましては、本町を含む3市3町の廃棄物を処理している城南衛生管理組合では、不燃ごみの処理施設である奥山リユースセンターの更新計画を決定され、現在工事を進められております。

当該施設は、従来の粗大ごみ処理ラインに加え、新たにプラスチック製容器包装処理ラインを設置し、分別されたプラスチック製容器包装の処理を行う施設となります。プラスチック製容器包装処理ラインは平成27年1月から試運転し、4月には本格稼働することから、本町ではこうした城南衛生管理組合の施設更新計画を踏まえ、プラスチック製容器包装処理ラインの稼働時期と調整を図り、城南衛生管理組合と3市3町で協議して、平成27年1月から分別収集を実施するものであります。

次に、狙いにつきましては、これらの取り組みにより、ごみの減量、循環型社会の推進を図るものでございます。

次に、住民説明会参加者につきましては、11会場439名でありました。

次に、参加者より質問のあった主な内容につきましては、1、プラマークは全てのものについているのか、2、チューブのキャップの取り扱い、3、ごみの出す場所について、プラマーク容器包装とその他ごみは同じ場所に出すのかなどでありました。

次に、城南衛生管理組合の焼却炉はダイオキシンが発生しないという前提が保障されるのかにつきましては、ダイオキシン類については、その特性として、一つ目に、低い温度でごみを燃やした場合に発生しやすい、二つ目に、800度以上の高温では分解して無害になる一方、このガスが冷えて300度前後となると再び発生する、三つ目に、再合成は温度がおおむね200度以下まで下がると発生しにくい、四つ目に、不完全燃焼により発生しやすいという特性がございます。

そのため、ごみ焼却施設にあつては、これらの特性に対応した対策がなされておられ、城南衛生管理組合の焼却施設においても、問題のないレベルにダ

イオキシンの発生を抑制することができるかと聞いております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） まず 1 点目、防災対策の問題ですが、特にその 2 台目の防災広報車、ことし買ったやつはどう活用したんですかということをお聞きしたんですが、広報車 3 台で回りただけの答弁なので、よくわかりません。もう一度説明をお願いします。

私もいろいろな地域の方に広報車の呼びかけをお聞きになりましたかということをお聞いたんですけれども、やはりほとんどの方が、いやそんな気がつかなかった、知らんと。私も見回りしましたけれども、そのときには消防車は、各区の消防車は何台も出会ったんですけれども、町の広報車というのは見かけなかったんです。どの程度の密度で、いつからいつの時間に回られたのかということをお聞きしたい。2 台目のことについて特にお聞きしたいと思います。

それと、その地域防災計画の、これ、今持ってきたんですけれども、非常に分厚い計画で、議員はいただいたんですけれども、ホームページで見ようと思っても、もう膨大な量ですし、紙に打ち出して見ようという方はなかなか少ないだろうと思います。やっぱり住民の方には、重要な点だけまとめて、これを見れば井手町の防災はこうなってるんやなというようなハンドブックは当然つくるべきだと思います。ハンドブックなのか、マップなのか、概略版の名称はどちらでも構わないんですけれども、住民の方に避難所の見直しを行うのであれば、あなたの避難所はここですよ、あなたの場合はここに行つてほしいんですということをはっきりと指示をした方がいいと思うんです。それはもちろん住民団体、自主防災組織の方と話し合つて決めないといけませんけれども、私はどっち行ったらええのということは、今回何回もいろいろな方から聞かれたことなんです。

この防災計画を見ますと、今回ですと、警戒本部ができたわけですね。警戒本部だと、最大の動員体制でも 3 号動員までですね、3 号動員いうたら、町の職員 13 人ということになってるわけです。避難所、今回 3 カ所開設されましたけれども、13 人で 3 カ所の避難所を開設するというのも非常に大変やな、無理があると。現在井手町では 14 カ所定めてるわけですね。そ

の14カ所で、もし、本当に全部避難所を開設するなんていうことになったら、とても職員全員出してもらわへんかったらできへんようなことになると思うんです。非現実的やと思うんです、14カ所ね。しかも、水が浸水するかもしれん箇所が含まれてると。見直しすると言っておられるので、その辺を十分踏まえて見直しをしていただきたいと思うんですけれども。実際、今回開設された3カ所の避難所が核になるということを考えていいのかということをお伺いしたいと思います。

それと、この計画の中で、自主防災の皆さんがどういう行動をとらるのかといったら、区でやってもらってますから、公民館へ行ってもらわなあかんわけですね。公民館で待機をするということになってるんだけど、実際、公民館は避難所になってない。そしたら、避難所以外に公民館の体制維持もせんらんというようなことになると、本当にばらけてしまって、十分な体制を組めないと思いますので、避難所と公民館の兼ね合いというのもどうするのかというのは、今回の見直しで十分考えてほしいと思うんですが、公民館の活用についてどう考えておられますか。

それと、3点目の身寄りのない方の墓地や埋葬の件なんですが、実際6月に私の知り合いの方が亡くなられたけれども、警察が身寄りを探してもらったけれども引き取り手がないというようなことで、役場の方で火葬をしてもらったという、そういう火葬・埋葬に立ち合わせていただいたんですけども、そのときに思ったんですが、警察から役場の方へ渡されても、遺体そのものを置いておく場所ありませんし、葬儀業者さんの協力を得ないといけないわけですけども、それで火葬しますね。火葬をした、遺骨をどうするのかと。今回の場合でも、火葬をした後埋葬するまで、役場の職員さんがその遺骨を持っててくれはったわけですけど、置くところもないわけですね。じゃあ、遺骨にした、置くところもないからすぐ埋葬しなあかんいうたら、井手町の井手地区の無縁者の墓というのをまた慌てて整備をしてもらう、埋葬できるようにする、それも数少ない担当の職員でやってもらわなあかん。こんな慌ててやらんなんということは、本当に人1人の死を尊厳をもって扱うということでもいいのかというふうに非常に疑問に思ったわけです。

役場も困るんですよ、それ、どうするか。だから、やはりきちんと、遺骨、すぐに埋葬できない場合もあると思います。今回はもう警察に長くとめ置かれて、それでそこから直送で焼場へ運び、埋葬してというのがもう1日でや

られたんですけども、そうはいかない場合もあると思うんです。じゃあ長いこと役場のどこかで遺骨を預からんなんみたいなことになった場合、本当にそれは大変なことで、じゃあ例えば宗教施設との間で協議をして預かってもらうだとか、納骨場所を無縁者の埋葬地とは別に、納骨場所というのをどこかに設けるといふようなことも一つの手やと思うんですが、これまた、そういうことが個別に起こった場合に、また担当で検討していろいろやらんなんと。それはほんまに善意で成り立っているようなところもありますので、これはやっぱりちゃんと規則なり要綱なりで定めないと、今後必ずふえるし、絶対あると思うんです。今、井手地区にしか無縁者の埋葬場所はないと思うんですけども、じゃあ亡くなられた方が多賀地区の方だった場合どうするんですか。今、どういうふうにされているのか、それについてお伺いします。

3点目、非正規職員の処遇改善で、夏季休暇のことと年休の件ですけれども、夏季休暇は付与してまうということなので、それであれば、井手町の臨時職員の取扱い要綱のところにも夏季休暇についても定めをするべきやと思います。年休については規定がありますが、夏季休暇は特別休暇ですので、その特別休暇については、臨時職員については何も定めはされていない、要綱の中には書かれていないと思います。

今までは、そういう職員さんもほんまに少なかったんで、それでいけてたかもしれないんですけども、非常にこのごろ多いわけですね。特に保育園なんていうのは、臨時職員の方の方が、非正規の方の方が多いというような状況になっていると。大体その非正規の方というのは保育所でも多いし、本庁でも多いのは女性の方なんですよね。やっぱり女性の働く環境整備という点からも、やはりこの臨時職員の問題は避けて通れないと思っています。

夏季休暇はきちんと要綱に明記をしてもらおうということと、年休ですけれども、じゃあ労働基準法どおりにやってまうと言われますけど、そうすると、任用後6カ月過ぎないと年休は付与されないわけですね。ほんなら、この総務省の公務員部長通知をどう考えはるんですか。今まででも、21年の通知でちゃんと短期間の任用中断、1日任用期間が切れて、また3月31日切れて、また4月から任用されるという職員の方はたくさんおられるわけですけども、そういう場合でも、使用関係が存続しているものと見なすよう留意せよという通知が総務省から出てるんですね。本町にもそういう方がおられるんですね。同じ人物、同一人物がまた、その1日なり数日の中断をおいて任

用されているけれども、任用されてからは4月1日なら1日から任用されてから、9月いっぱい年休はありませんよと。去年働いてはったのに何でと。本当に不合理極まりない話なんです。

何カ月も間があいて、また任用されたというわけではなく、同一人物が1日の中断で雇われているというような場合でも、6カ月たたないとい付与しないという仕組みは、総務省もそれは改めなさいと、健康保険なんかでも同じ扱いですけれども、そう言ってるんですけども、本町ではそういう総務省の部長通知というのは考慮しませんよと、幾ら言わはったって、井手町は井手町のやり方でやるんですよとおっしゃるんですか。

やっぱりそういう同一人物で継続的に来られてる方には、当然任用を継続してると見なして、6カ月以上経過してたら与えるべきやし、府のように前倒しで、任用期間が6カ月って定められてたら、1カ月目から2日とか、与えてはるわけですよ、京都府の場合はね。そういうふうに改善をしてもらいたいと思いますが、再度お尋ねしますが、総務省の部長通知は井手町は無視するということですか。

4点目、ごみ処理行政の問題で、ダイオキシンの問題ですが、いよいよ大阪湾に運べなくなって、城南衛管内の保管場所もなくなって、何かフレコンボックスとかいう袋に入れて保管せなあかんようになったというようなことが報道されています。非常に心配やなと思ってるわけですが、ダイオキシンは抑制できるものと考えたら、こう答弁あったんですけど、実際ダイオキシン類が検出されたということで、基準を超えてるのが検出されてるんですよ。そしたら、抑制できるものとなってるという話やけど、じゃあどうやねんと、ほんまにダイオキシンの危険はないんですかと不安に思うのは当たり前じゃないでしょうか。

これからどんどんプラスチック、燃やす量がふえていくわけですね。逆に温度が低くなったら出るんやから、プラスチック燃やして温度を上げるから大丈夫なんですよと、そういうことなのか、本町でもプラ包装の分別リサイクルに協力してくださいというお願いをするときには必ず出てくる質問やと思いますが、それはどういうふうに答えたらいいんでしょうか。町長もその城南衛管の副管理者もされてるわけで、今回もたくさん灰がたまっていくと、どう感じておられるのか、ちょっとご意見をお聞きしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 谷田議員から私に対する見解をとということで質問されているということは重々承知をしております。ただ、谷田議員ご承知のとおり、城南衛生管理組合は3市3町で構成する一部事務組合です。その城南衛生管理組合へし尿の収集処理、それでごみについては処理が委譲しているわけです。権限はもう向こうに行ってるということでもありますので、この場で私の見解を述べるというのは適当でないと、こういうことを思っております。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の2台目の広報車の活用についてはということでのご質問でございます。2台目の広報車、今現在配備しておりますけれども、納品は8月28日でございます。

続きまして、3号動員の関係で、13人の体制でとおっしゃられますけれども、一応そのときどき、避難所の開設する箇所にもございますので、今回については約30人の職員で対応してまいったというところでございます。

あと、避難所の、今度新たな防災マップなりに避難所なり、もしくは公民館の活用についてというふうなことをおっしゃいましたけれども、そのことについては、業者が決まりまして、地域の自主防災組織の皆様と検討しながら、そこがどのように活用できるのか、また、そこでいいのかどうかということもありますので、その辺を判断するための予算計上を今回提案させていただいておるということでございます。

続きまして、非正規職員の夏季休暇の部長通知の関係でございますが、そもそも先ほどもお答えしましたように、一応労働基準法に基づき付与をしておるというふうなことでございます。あと、夏季休暇につきましても、内規の方で職員とも均衡を保ちながら定めているというところでございます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 嶋田住民福祉課長。

理事（嶋田昌弘） 谷田議員のご質問にお答えします。

一時的な保管場所の確保の件でございますが、この埋葬につきましては、法に基づいて現在やっております。その中で、身寄りがない方、また引き取りがないということは、先ほど私の方から答弁させていただいたとおり、引

き取り手がないということは、今後來られないということもございます。そういうことから、今回火葬をしてきてるといところで、実際、保管する場所については、以前もございましたが、お寺さんに一時お願いをした経過を聞かされたことはありますが、実際、お寺さんの方もいつ引き取ってくれんねんという形で、もう向こうから断りの状況もございました。そういうことから、これまでどおりの形で火葬すると後、埋葬を引き続きしていくという形で考えております。

それから、もう1点、多賀地区の方が亡くなられたときの取り扱いはどうするのかということでございますが、これにつきましては、町としての取り扱いになりますので、多賀地区の方の場合であっても、現在、井手地区の共同墓地内の中にある無縁地のところに埋葬していくということで考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) やはり、防災の関係で申し上げますと、2台目、せっかく買ったのが、まだ今回の大雨のときにはまだ間に合わなかったということがわかったんですけれども、広報車で回るだけではなく、どうしても直接に通じる仕組みをつくらないと、住民の命をいざというときに守れないというふうに考えておりますので、防災無線の拡充強化、ぜひ強く要望して終わりたいと思います。

議長(木村武壽) これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。1時からお願いいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第5、報告第9号、専決処分の報告についてを行います。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（報告第9号を朗読説明）

議長（木村武壽） 以上で、報告第9号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6、議案第31号、井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 高江社会教育課長。

社会教育課長（高江裕之）

（議案第31号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7、議案第32号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 嶋田住民福祉課長。

理事（嶋田昌弘）

（議案第32号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8、議案第33号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 嶋田住民福祉課長。

理事（嶋田昌弘）

（議案第33号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9、議案第34号、平成26年度井手町一般会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第34号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) ページ数で9ページ、まちづくり推進費、まちづくり協議会への補助金が70万円ということですが、どういうことに充てるために補助されるのか、お尋ねします。

続いて、同じページで、この社会保障・税番号制度のシステムの負担金というものが512万円計上されていますが、マイナンバー制度というもので住民のさまざまな対応、どう変わるということなのか。今年度どんなことが行われるのか、お尋ねします。

同じく、9ページから10ページにかけて、予防接種の費用ということで、予防費が計上されていますが、町長の朝の挨拶にあったように、水痘と高齢者の肺炎球菌予防接種が定期接種化されたということですが、これまで住民の方が受けておられた予防接種の受け方と何か変わる点があるのか、費用負担等もどうなるのか、お尋ねいたします。

それと、同じく10ページですが、農地中間管理事業について、午前中にも、一般質問の中でも議論がありましたが、コーディネーターを雇い入れる賃金ということが主な予算かと思いますが、制度の内容で少しお伺いしたいことがあります。農地集積を行う地域にも補助金が出るという、そういう制度になっていますが、地域とは何を指すのか、区とか、行政区ということなのか、その農業をしておられる方の地域団体というようなものを指すのか。井手町が対象になるかどうか、午前中の質疑にもあったように、非常に小規模な農家が多いですのでわかりませんが、その地域に出る補助金という、地域とは何を指すのか、お尋ねします。

それと、そのコーディネーターの方を雇うということですが、当然これは役場が雇われる賃金職員ということですから、勤務されるのは井手町の役場ということでしょうか、お尋ねします。

それと、11ページの住宅管理費で、需用費で220万円ということですが、府営住宅の管理費ということで、府の方からの予算が計上、歳入の方でされていますけれども、実際その府営住宅をどうするのか、需用費を使ってすることは何をされるのか、お尋ねします。

最後に、11ページ、防災マップの作成業務ですが、委託料で320万上

がっていて、債務負担行為の方で26年から27年にかけて、そのマップの作成業務が300万ということですが、まず、今補正で上がった320万で委託をして、計画の概要をつくるということをして、さらに加えて300万で冊子なりの印刷を行ったりするということ、総額としたら、そのマップの作成に620万ほどかかるという理解でいいのか、これは、一部の地域だけということだけでなく、全戸を対象にしたマップ配布を考えておられるのかをお尋ねします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のまちづくり協議会の補助金についてでございますが、井手町まちづくり協議会におかれましては、まちづくりセンターを拠点に交流人口の拡大や定住化につながるための取り組みに取り組んでいただいているところでありまして、今年度も、昨年度に引き続き、京都府の地域力再生プロジェクトにおいて「京都で一番早くさくらが咲くまちプロジェクト」を11月下旬に開催される事業が採択されまして、今回、井手町といたしましても、事業の3分の1に当たる70万円について補助を行うものでございます。

今予定されている事業の内容といたしましては、河津桜、普通の桜より早く桜が咲く河津桜の植樹と、あと、昨年度に引き続き、井手町の歴史、ゆかりのある人物を用いました時代絵巻の行列を予定されているところでございます。

2点目の社会保障と税の番号制度、いわゆるマイナンバー制度についてのご質問でございます。制度の概要についてということでございますが、この制度につきましましては、まず国において行政機関、地方公共団体において社会保障分野、税分野、災害対策分野で保有するマイナンバーを用いまして、今後、住民及び行政における手続き等の利便性の向上を図るものでございます。

主なメリットといたしましては、住民におかれましては、まずさまざまな手続きに用います添付書類等が、このマイナンバー制度において縮小、削減されるということが一つです。行政におきましても、確認作業等を行うその行政のコストの削減や、重複して行っておった作業が簡便化されるということで、住民と行政両者にとってのそういう負担を除いていくというものと国

は説明しております。

今年度、どう変わるかというご質問でございましたが、今年度について、本町ではマイナンバーに対応するためのシステムの改修を図ってまいりますが、実際に個人番号が利用されるのは平成28年1月以降となる予定となっております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小笠原保健センター所長。

保健センター所長(小笠原温美) 谷田議員の質問にお答えします。

予防接種の受け方が今までと変わるのかということでございますが、水痘と肺炎球菌、いずれも今までは任意接種ということで、個人的に医療機関で受けておられて、費用を全額支払われていたところですが、このたび定期化されたことにより、対象の年齢の方については、法律上の定期の予防接種で受けていただくこととなります。

水痘については、自己負担はありませんが、高齢者肺炎球菌につきましては、高齢者インフルエンザと同様、自己負担があります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 野田産業環境課長。

産業環境課長(野田昌司) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

農地中間管理機構におけるコーディネーターの制度につきまして、地域とはというご質問につきまして、地域といいますのは、京力農場プランに基づく、機構にまとまった農地を貸し付けた地域となっております。

それと、コーディネーターの勤務先であります。現在、役場内を考えております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島同和・人権政策課長。

理事(西島楠博) 谷田議員の質問にお答えいたします。

本町に府営団地が2棟あるわけですが、その府営団地は代行管理を井手町が行っております。今回の修繕は、府営団地1号棟24戸の風呂場の扉の取りかえ修繕を計画しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

防災マップの作成業務の関係でございますが、本年度320万、来年度300万ということで、今現在考えておりますのは、先ほども述べましたとおり、避難経路などを検討することが極めて必要であるというふうなことも考えており、その避難所であるとか避難場所というのを具体的にどこであるかということをも明記する必要があるのではないかというふうな検討のもと、防災マップを作成していくということになっております。

そうなりますと、地図が余り大きくなりますと、経路がわからなくなってしまいますので、基本的には地域地域で、もちろん水害であれば、全然関係のない地域もございますので、その辺はまた今後業者と自主防災組織の方々から相談しながら、よりよいマップをつくっていきたいということを考えております。

ですから、全域のものをしますと、経路がかなり細かくなりますし、どのがどの紙やということになりますので、今考えておりますのはよく具体的に、地域で活用していただけるというふうなものを検討するというところでございます。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 水痘の方はわかったんですが、予防接種の件ですけど、その肺炎球菌の予防接種については、町の方で4,000円補助をするというふうなことになったと思うので、その額はもう変わらないということですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小笠原保健センター所長。

保健センター所長(小笠原温美) 今、接種費用のうち4,000円を今助成していますが、その額は変わりません。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（木村武壽）　　これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第34号、平成26年度井手町一般会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽）　　挙手全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第35号、平成26年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　小川保健医療課長。

保健医療課長（小川淳一）

（議案第35号を朗読説明）

議長（木村武壽）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第35号、平成26年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽）　　挙手全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり

り可決されました。

次に、日程第 1 1、議案第 3 6 号、平成 2 6 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第 3 6 号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 3 6 号、平成 2 6 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）を採決します。

議案第 3 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第 3 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 2、議案第 4 0 号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第 4 0 号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第40号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

議案第40号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は9月26日午前10時から会議を開きます。よろしく願いいたします。

散会 午後 1時50分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 西 島 寛 道

署名議員 村 田 忠 文